

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第5回）
議事要旨

○日時

平成30年4月17日（火）10時00分～13時00分

○場所

経済産業省本館17階 第1～3共用会議室

○出席委員

山地憲治委員長、岩船由美子委員、江崎浩委員、荻本和彦委員、小野透委員、新川麻委員、高村ゆかり委員、辰巳菊子委員、長山浩章委員、松村敏弘委員、松本真由美委員、圓尾雅則委員

○オブザーバー

東京電力パワーグリッド株式会社 岡本副社長、日本地熱協会 後藤理事、（一社）日本風力発電協会 斎藤副代表理事、電力広域的運営推進機関 佐藤理事、（株）エネット 武田社長、全国小水力利用推進協議会 春増政策担当、電力・ガス取引監視等委員会事務局 日置ネットワーク事業制度企画室長、（一社）太陽光発電協会 増川事務局長、（一社）日本有機資源協会 森崎専務理事、電気事業連合会 八代事務局長

○事務局

高科省エネルギー・新エネルギー部長、茂木省エネルギー・新エネルギー部政策課長、畠山電力・ガス事業部政策課長、山崎新エネルギー課長、曳野電力基盤整備課長兼省エネルギー・新エネルギー部政策課制度審議室長、山影新エネルギーシステム課長、杉山再生可能エネルギー推進室長

○議題

- （1）系統制約の克服に向けた対応について
- （2）本委員会の中間整理（骨子案）について

○議事要旨

(1) 系統制約の克服に向けた対応について

委員

(「電源に関する情報」の公開・開示の在り方)

- 本委員会では、発電事業者自らが出力制御の見通しについてシミュレーションすることを目的としてきたことから、電源に関する情報は開示とすることで十分である。
- 本委員会とは別の目的で、別の場での議論を経て公開とすることを妨げるものでなければ、今回の事務局提案に賛成する。
- 旧一般電気事業者は支配的事業者である。したがって、旧一般電気事業者が自主的取組により限界費用ベースで卸電力市場にタマ出ししていることから、個別電源の限界費用をより特定しやすい、ということ論拠に開示に留めるといった意見には賛同できない。
- 本来、スポット市場での売買結果と電源の稼働状況は一致していないはずであり、時間前市場での取引や相対取引で小売電気事業者の計画が変更すれば、電源の稼働は変わるはずである。もし電事連がこの主張を繰り返すのであれば、時間前市場を活用していない可能性もあり、電力・ガス取引監視等委員会においてしっかりと監視をしていただきたい。
- 情報を出させる意味において、まずは「開示」とすることはやりやすい。ただし、今後公開するかどうかは検討いただきたい。
- 開示された情報は極めて慎重かつ厳正に管理することが重要。NDAにこれを明記すべき。
- 電源情報の開示による市場に対する競争制限効果は小さいと整理されていると理解し、事務局案に賛成。
- 開示とするか公開とするかについては、相対卸供給契約へ与える不利益とのバランスになるが、公開の方が多くの方が企業の機密情報に触れられるようになるという弊害を考えると、開示に賛成。
- 出力制御のシミュレーションは事業計画を立てるときや資金調達をするときに行うことが考えられるが、いかなる場合に情報開示請求ができるか、条件を整理すべき。例えば、リファイナンス等も発生するが、1つの事業について何度も開示請求することを許可するのか整理してほしい。
- 情報の機密保持については、目的外使用禁止を入れるとのことだが、通常第三者への開示の禁止や情報の管理方法はNDAに定められることが多い。
- コンサルタントへシミュレーションを委託する場合、コンサルタント自身が広域機関等とNDAを結ぶのか、あるいは、発電事業者が広域機関等と締結したNDAをもとにコンサルタントへ情報を提供するかは最終的に決める必要がある。

- 電源に関する情報は、競争に対する制限が小さくなるため、過去情報を開示することに賛成。
- 電源に関する情報の開示については事務局提案に賛成。目的外利用がされないよう、詳細なルール設計をしてほしい。
- 出力制御の見通しをシミュレーションすることを目的として、開示とすることは理解。ただし、電源に関する情報は、電力システムを考えていく上で重要であり、どのようなレベルであれば公開ができるか、検討してほしい。
- 具体的な開示の条件については、事業者によってはどこへ連系するか明確に決めていない場合もあり、事業の確度が低い場合でも開示するかどうかは整理が必要。
- 情報の公開がされない結果、研究開発が必要な送配電領域の技術革新が進まないのは問題。電源に関する情報を開示として短期的には満足されても、長期的には社会コストをミニマイズできない。
- 再エネ電源の大半はFIT制度の下、国民負担により収入が確保されているため、再エネの発電データは公開とするか、公共の利益に資する使用者に限定した開示とすべきではないか。
- 火力発電の情報については競争情報であるため、基本的にはある一定の配慮をした上で開示すべき。
- 電源に関する情報の公開・開示に当たっては、用途に応じて情報を出してほしい。例えば、統計分析するには1年程度の情報では十分ではない。
- 出力制御の見通しをシミュレーションする観点から、実績データの開示の期間は1年間で十分であるのか検証するべき。また、ファイナンスに当たっての開示の頻度についても検討するべき。
- 系統にどのように再エネを統合させていくかという観点から、研究も重要であり、開示の範囲について検討していくべき。
- 今回開示される情報で十分なシミュレーションができているか、進捗の検証も定期的をお願いしたい。特に、ノンファーム接続等、新しい制度が導入された際に、新たに必要な情報も出てくると思われるため、その変化に合わせて何が必要か、継続的に検討してほしい。
- 出力制御の見通しのシミュレーションという目的から、電源に関する情報を開示とすることは理解。ただし、本来は公開とされるべきであり、継続して議論してほしい。
- 電源に関する情報開示は、日本版コネクト&マネージを活用して再エネを大量導入するためには不可欠。他方で、既存火力が公開を懸念するのはもっともであり、事務局案はそのバランスを取った良い内容。
- 電源情報の開示により、相対卸供給契約に影響が出ているのかは、随時確認すべき。
- 目的を絞り、開示の対象者を系統接続しようとする者に限定するという点について、

基本的な考え方は開示範囲のハードルを高くしない一方で、目的外利用されないように確認したり、ペナルティを設けたりすることが必要。

- ペナルティは、電気事業法等の制度に設けるのではなく、NDAに規定するという理解でよいか。また、目的外利用しているかどうかはどのようなチェックを行うか教えていただきたい。
- 支配的事業者でなければ、そもそも市場原理に従い限界費用でタマ出しするもの。支配的事業者だから限界費用で市場投入しないことにメリットが生じ得るため、自主的取組を行っている。「電源に関する情報の開示を行うのであれば、限界費用でのタマ出しをしない」というのは問題がある。
- 開示に当たって、ルール等の統一化が求められるが、他方で統一化できていないことを理由に開示できないということにならないよう、注意が必要。

(一般負担の上限額の見直しについて)

- 発電側基本料金の導入と一般負担の上限額の見直しの時期がずれるという事務局提案は合理的。
- 一般負担の上限額の見直しが行われたにもかかわらず、発電側基本料金の導入がされないということはあってはならない。
- 見直し後の一般負担を最大値の4.1万円とする根拠が分からない。電力会社によって、許容できる一般負担の上限額は異なると考えられるため、最大値ではなく、平均値の1.1万円とすべきではないか。
- 発送電分離がされると一般送配電事業者は発電所の立地場所をコントロールできなくなり、この状況下で一般負担の上限額を見直すと太陽光発電が系統コストを無視して設置される可能性が高まる。
- 一般負担の上限額は平均値の1.1万円とし、個別の送電線ごとに費用対便益評価を行い、発電コストとNWコストの合計の最小化を図るべきではないか。
- 全電源4.1万円とするのではなく、電源毎にメリハリをつけるべきではないか。例えば、地熱は立地制約がある一方で、長期で便益をもたらすため、国家的に支えたいのではないか。逆に、太陽光は立地制約が無く、送電会社が誘導したらよいのではないか。バイオマスは、輸入材案件と国内材案件を区別することも考えられるのではないか。
- 北東北の募集プロセスについては、発電側基本料金の導入前に稼働する案件についても見直し後の一般負担の上限額を適用することで、送配電会社の費用分担をある程度調整するという事務局案に賛成。
- イギリスでは、送電線毎に効率性を評価しており、こういった海外の事例調査を引き続き行ってほしい。
- 一般負担の上限額をkW一律とする根拠は十分に示されていないのではないか。

- 需要家にとって、発電側基本料金は負担に影響を与えないが、一般負担の上限額を見直せば負担が増加する。既に高額な賦課金の負担を強いられている中で、これ以上の負担は受容しがたい。
- 一般負担の上限額を引き上げるのであれば、少なくとも発電側基本料金導入に当たって、FIT 電源に対する調整措置を設けることは受入れられない。
- 一般負担の上限額の見直しの基準として、過去の案件はほとんど 2 万円/kW を下回る中で、最大値を上限額とすることは判断基準として違和感がある。
- 一般負担の上限額の見直しの導入の時期は、発電側基本料金の導入とセットであるはずであり、前者を先行させることは、制度として合理性を欠くのではないか。
- kW 一律とすることは理解できるが、一律の上限額を 4.1 万円とすることは、過去の実績の平均値が 1.1 万円であることを踏まえると、その妥当性は検証しなければいけない。一般負担で負担してもらえらるとして接続費用抑制のインセンティブが働かず、需要地から離れた場所に再エネが入るおそれがあるのではないか。
- 一般負担の上限額の見直しは、結果的に国民負担につながるため、火力や原子力に合わせるのではなく、その開発は一巡しているとして、低い方の 1.1 万円とするのが適当ではないか。
- 洋上風力の現在 FIT 価格は相対的に高く、募集プロセスにおいては、陸上風力よりも有利になるため、より導入を促進したい電源を優遇してはどうか。
- 一般負担の上限額の見直しは、新規の電源の公平性や新たに低炭素化したインフラを整える意味で重要。早急に導入した上で、将来的に見直しをしてほしい。

事務局

- 一般負担の上限額を 4.1 万円とすることと特定負担の関係であるが、東北北部募集プロセスの入札対象工事としての一般負担額は約 1,300 億円であり、kW 単価では 4 万円弱と、3 σ に近い水準。風力を例にとると、一般負担の上限額が 2 万円から 4.1 万円になった場合、1 円/kWh の見直し。仮に一般負担の上限額の見直しが適用された場合、負担が安い順から 350 万 kW 導入されたときの 350 万 kW 目の事業者の負担は、東北電力の試算では 6.1 万円/kW。
- 相当程度離れた離島から送電線を引いた場合も一般負担とするべきという声や、送電線は電力会社が負担するべきという声もあるが、そもそも一次変電所までの送電線（電源線）は特定負担とすることで極端な立地を抑制しているし、一般負担についても国民負担の観点からは上限が必要。
- 発電側基本料金について、FIT の調整措置を導入するかどうかは、調達価格等算定委員会で扱うべき議論になる。
- 「発電側基本料金の導入前に稼働する案件についても、見直し後の一般負担の上限額を適用する」という表現の意味は、仮に 2022 年に発電側基本料金が導入された

とき、2021年に運転開始した案件も一般負担の上限額の見直しが適用され、また今から募集プロセスに入っていた場合も適用されるという意味であり、あくまで一般負担の上限額の見直しと発電側基本料金の導入はセットである。

- 系統増強の費用対便益を個別にどこまで見るかという点については、資源エネルギー庁や広域機関のリソースがあれば積極的に実施したいが、現在の政府としては、系統全体の制度は各電源で一律とし、それに加えて予算措置で対応したいと考えている。
- 一般負担の上限額を、輸入バイオマスと国内バイオマスで区別すべきという意見については、WTOに違反しない範囲でエネルギー政策上意味あるものを考えたい。
- 電源に関する情報については、本委員会の目的に照らして開示としており、それ以外の目的であれば将来的に公開もあり得るとするのが事務局の整理。
- 電源情報の開示によって、競争阻害的になるのではないかと、あるいは、価格の高止まりを招くのではないかと委員からの指摘について、ヨーロッパではEU指令の下位規程において、①市場統合を高めること及び②再エネの導入促進を図ることが目的として明記されており、競争当局と電力当局で議論された上で、市場統合等によるメリットの方が大きいとの判断の下、公開されている。
- 電源に関する情報の開示に当たって、開示請求の頻度や開示を認める事業の確度、目的外使用のペナルティ及びコンサルタント等からの情報漏洩リスクへの対応等、いただいたご意見も踏まえ、可能な限り次回までに論点を整理して提示したい。

オブザーバー

- 旧一般電気事業者の電源情報の開示へ懸念はないが、一部の発電事業者からは相対卸供給契約における価格交渉で不利益を被るおそれがあるとの懸念が示されており、それによって新規電源開発に躊躇することを危惧している。電源情報は開示の上、厳しい条件を課す等、新電力が発電投資へ躊躇しないような措置をしっかりと考えてほしい。
- 前回示された懸念を踏まえ、電源に関する情報は開示とした上で、情報提供主体は広域機関または一般送配電事業者としていただきたい。その場合、事業者の接続検討の意思をしっかりと確認して、匿名性に配慮する形でルールを明確化してほしい。
- 電源に関する情報の開示を進める際、規程等の改訂を進めるに当たって、一般電気事業者の実務面及びシステム面に多大な影響があるため、電事連としても関与させていただきたい。
- 一般負担の上限額の見直しは、足下のキャッシュや将来の先行きにも影響するため、際限なく一般負担が増加しないよう、負担と受益について逐次チェックしてほしい。
- 将来にわたる持続的な送配電への投資が行えるような系統コストの負担の在り方を国に検討いただきたい。

- 需要・送配電に関する情報は公開に向けて動きたいが、154 kVに接続する個別需要家の需要情報は特定されないような形で公開されるよう、工夫が必要。
- 需要が増加しない一方、新規電源が開発される中で、系統混雑を緩和させていくのがコネクト&マネージであり、系統制約のないところに新規電源を誘導するのが既存系統の最適化に資するため、費用対便益で判断すべき。
- 東北北部募集プロセスにおいて基幹系統の増強を行う場合、同容量の風力あるいは太陽光を接続させるかによって kWh は大きく異なるため、社会的便益が高い電源の導入が進むようにすべき。
- 一般負担の上限額を引き上げるのには慎重になるべき。2σ、σでも十分カバーされる。
- 東北北部募集プロセスのような安価な再エネが地域に偏在して基幹系統の大規模な増強を行うケースは特殊であるため、ある一定の額を超えたとしても投資するかどうかは個別判断の余地を残した上で、一般負担をできる限り低く抑えながら、安価な再エネが大規模に導入されることが重要。
- ネットワークの移行投資は、特定の地域に負担が偏ることが無いよう、全国応分に負担することが必要であることから、賦課金や税のような形で対応することも検討してほしい。
- 一般負担の上限額の見直しは、中長期的に見れば多少前後するかもしれないが、あくまで発電側基本料金とセットで導入するものであるという点は強調したい。
- 一般負担の上限額の見直しについて、FIT 発電事業者として一貫して要請してきており、全電源一律化することを高く評価する。
- 一般負担の上限額の見直しによって、さらに発電事業者の負担が大きくなるとするならば、できる事業も出来なくなるため、適正なタイミングで見直しをしていただきたい。

委員長

- 電源に関する情報の取り扱いについては、本委員会では出力制御の見通しをシミュレーションするというフレームで議論したことに鑑み、系統に接続しようとする発電事業者に対してのみ、開示を認める事業計画の確度等精査は必要となるが、利用目的を限定して「開示」とすることに対して、賛同する意見が多かった。他方で、開示対象者や開示の範囲、開示の仕方についての意見もあった。
- まずは事務局案で進めた上で、その競争上の影響も評価しながら、「開示」の対象者の在り方について、しかるべきタイミングで検証してほしい。また、事務局や広域機関には、必要な準備を速やかに進めてほしい。

- 一般負担の上限額の見直しについて、kW 一律とする点については概ね異論は無かった。上限額については様々な意見があったが、4.1 万円/kW でまずは進めてみて、事後的に検証していくということかどうか。
- また、見直しの適用時期については、決定次第、即施行するとともに、適用される対象は、施行後に接続契約の申し込みを行った案件とし、現状の上限額が 4.1 万円より高い電源の取り扱いについても事務局案への異論は無かった。
- 広域機関には、一般負担の上限額及び適用時期について、必要な議論を行っていた上で、速やかに決定してほしい。

(2) 本委員会の中間整理（骨子案）について

委員

(発電コストの低減)

- 2020 年までに行われる FIT 法の抜本見直しの際には、エネルギーミックスと整合的な買取費用総額の上限を設定してほしい。

(事業環境整備)

- 投資家の企業評価の軸として、RE100 など企業の再エネ導入が大きくなってきている。FIT によらない再エネ投資の契機を作るという観点からも、再エネを求める需要家と発電事業者をつなげる制度を整備してほしい。
- 短期的に課題として、再エネを使用したい企業が求めている発電源証明とトラッキングの仕組みを加えていただきたい。東京都が 2020 年以降の排出量取引制度の検討においても非化石証書の利用も含めた検討をしており、この需要が大きくなるのではないかと。

(系統制約の克服)

- N-1 電制とは本来は系統保護の考え方であり、事故が発生しなければ作動しない特性がある。また、送配電事業者は、自社設備は信頼できるが、分散型リソースは信用できないと考えているかもしれない。これらを踏まえて、N-1 電制についてどのように適用するかは慎重に考慮していただきたい。また、本当にワークして、社会コストがミニマムになっているか、毎年チェックしてほしい。
- ノンファーム接続の適用は、社会コストをミニマイズするためには、早期に実現しなければならないため、期限を切った検討ができないか。

- 再エネだけのためのネットワークではないという視点を入れていただきたい。揚水だけでなく、火力をどう維持するのかについても触れるべきであり、技術ニュートラルであることが必要。
- 広域機関には技術的な部分をはじめ、必要なことをお願いする形にしてほしい。
- 政策の恣意性を排除するためにも、市場の活用が重要。欧州のように、送配電事業者の地内でマーケットスプリットし、市場の中で系統混雑が分かるようになれば、送配電事業者もそれを使って送電投資ができるようになるのではないか。
- 情報公開の方法について、まずは統一化されたものが無くとも「アクセスを可能」とし、その上でコスト削減のため「アクセスしやすくする」という建付けが良いのではないか。
- NW コスト改革について、目的が国内のシステムのためだけに見えるが、国際競争力を高めるといふ点が基本にあった方がよい。調達改革がコスト削減にとって非常に大きなファクトだと思う。
- 系統制約については、できる限りスケジュールと期限を明記してほしい。
- 課題がどの程度進捗しているか定期的にモニタリングをしてほしい。新しい課題も発生するため、継続的に議論するようしてほしい。
- 土地利用や環境アセスメント等、他省庁と解決する部分について長年進捗がないように思えるため、スケジュール感を含め具体的な目標を持って協力して進めてほしい。
- 北海道の系統側蓄電池の負担のあり方についても明記すべきではないか。

(適切な調整力の確保)

- 調整力については、電源ニュートラルなだけでなく、技術ニュートラルであるべき。
- FIT インバランス特例の見直しについて、世界で最も安く、頻繁に行われているのはリアルタイム運用であり、その点明記していただきたい。
- 調整力のカーボン・フリー化について異論は無い。ただし、火力を排除するのは、将来的には多くの調整力が必要になるため、社会コストをミニマイズすることを阻害する。
- アメリカでは、FERC が全米の RTO と ISO に対し、蓄電池、フライホイール、揚水を含めて卸市場に参加するための参加モデルの策定及び料金の見直しを 9 ヶ月以内にするという指令を出した。このような、蓄電池を kWh で活用するための施策を導入してほしい。
- 蓄電池については、容量市場価値や Δ kWh 価値をマネタイズするような制度を整備すべき。また、コスト低減だけでなく、充電回数や長寿命、寒冷地での利用等の機能も見た上で技術開発支援をしてほしい。

(再エネの主力電源化に向けた電源ごとの対応)

- 自家消費や地産地消は目的ではなく、結果的に選択されたもの。リライアブルで安価であるため、ネットワークが基本にあるはずであり、そうでないときに結果として自家消費や地産地消が選択されるというまとめ方をすべき。
- 再エネの大量導入を持続的に進めていく中で、社会全体のコストの減少に貢献した者が報われる制度にするべき。
- 再エネが主力電源となる以上は、責任ある電力供給を行う必要があり、供給力として計算できる自立した電源になるべき。そのためには、火力等に遜色ないグリッドコードへの適合や発電計画に沿った発電ができるようになることが必要。
- 経済的な面でも、FIT のような政策補助なしで自立できるようになることが必要。自然変動電源を主力化するためには、蓄電池や水素といった変動を抑えるコストが必要になるが、これを含めて既存電源に肩を並べられるようになって、初めて経済的に自立化したといえる。
- 小規模太陽光についても地産地消だけでなく、ZEH や EV を考えるとネットワークに繋げて全体最適に寄与するオペレーションや料金、システムを検討すべき。

(その他)

- 優先給電ルールについて、再エネを優先給電しなければならないことが需給バランスを取る上で1つの制約となり、再エネが増加すると火力の最適運用が難しくなる。全体最適を考えれば、ルールの見直しが必要ではないか。
- サイバーセキュリティの点について明記すべき。
- 洋上風力や需給調整市場等の新市場の創設に当たって、欧米企業の知見が参考になり、また、外資も日本市場へ参入してくることから、国際的なグローバルプレーヤーが生まれるような産業政策を取ることを明記すべき。
- 再エネ由来の電力に限定して利用したいという需要家が増加しているが、もう少し需要を酌んだ記載内容にならないか。
- 個人消費者がどのように、どの段階で協力すれば再エネの大量導入につながるのかという視点があると良い。
- なぜ再エネを大量導入するかという点について、便益や必要性を明記すべき。

事務局

- サイバーセキュリティやグローバル展開についても、中間整理に盛り込めるよう、できる限り対応をしていく。
- ノンファーム接続に関するスケジュールについて、システム開発と調整の問題により期限は示していないが、資源エネルギー庁や広域機関で正面から議論していく。

- 優先給電ルールについて、優先給電のメリット・デメリットを海外の事例も参考にしながら見極める必要がある。
- 地内オークションについて、事務局としても論点は認識しており、検討してまいりたい。
- 配電系統についても、客観的かつ事業者が支払うべき負担を逃れないような仕組みを作るべく、論点を整理して議論していく必要がある。
- 環境価値については、本年5月以降に非化石価値取引市場がFIT電源に関して開始する。経産省としては、高度化法に基づく中間目標も掲げているため、ある程度の需要はあるのではないかと承知している。

オブザーバー

- 現在から将来に向けて、どのような施策によって、系統コスト及び再エネ発電コストの低減を行うのか蓋然性の高い算定根拠により評価をしてほしい。その際、各施策の実現スケジュール、国民負担の推移を明らかにすることが重要。
- FIT卒業後も長期安定稼働を促すような環境整備をお願いしたい。例えば、住宅用太陽光の買取終了後、小売事業者やアグリゲーターが競って買取るような競争環境整備をしてほしい。
- 本年5月にFIT電源を対象に非化石価値取引市場の第1回オークションが行われるが、FIT買取期間終了後にもこうした環境価値を生かすような制度的支援を行ってほしい。
- 系統接続の一番の課題は先着優先ルールであり、新規電源にコスト負担が偏っているため、別の場かもしれないが、議論をしてほしい。
- 情報公開について、太陽光発電の8割~9割は6.6kVの配電系統に接続されているが、コネクト&マネージを導入すると配電系統に接続される電源にどのような影響が出るか想像できないため、その点について今後の検討課題としてほしい。
- 適切な調整力の確保として、将来的には水素や蓄電池の活用もあると思うが、需要側のリソースを最大限活用するという記載を入れてほしい。
- NWコスト改革の内容について異論はないが、発電とNWコストの最小化がなされていることの見える化とモニタリングを明記してほしい。
- NWコスト改革の「②次世代NWの投資促進」についても、「海外の制度や他のNW産業の仕組みも参考としつつ」と明記いただきたい。
- 2030年以降を見据えた次世代電力NWシステムについては、需要サイドの省エネ化や電化、EV化等、電力システム全体が読み取れるような記載をいただきたい。また、技術開発についても言及してほしい。
- 小規模電源は配電系統に接続されているが、配電系統と送電系統の枠組みをどうするのか。特に、配電系統を議論できる場を作ってほしい。

- 地熱発電は地域に偏在し、事業者の集中や乱開発が起きているため、早期に適正管理できるような制度設計してほしい。
- 地熱発電における熱の利活用の技術開発、規制等の詳細な制度設計をお願いしたい。

委員長

- グローバルマーケットやそこで展開するプレイヤーについての論点も含めてとりまとめを作成していただきたい。
- 次回は本委員会のこれまでの成果を改めて事務局にまとめていただき、それをもとに議論をしていただきたい。

お問合せ先

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031

FAX：03-3501-1365

電力・ガス事業部 電力基盤整備課 電力流通室

電話：03-3501-2503

FAX：03-3580-8591